

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十七条第七項の規定によって、次のとおり登録検査機関の登録事項の変更の届出があった。

令和四年六月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

有限会社あ すなろ		登録検査 機関の 名称	
追加		変更内容	変更の あった 農産物 検査員
河月 聡志	濱中 大輔	氏 名	
玄米	玄米	農産物検査を行う 農産物の種類	
令和四年 六月七日		変更 年月日	